

平成18年11月

和泉市発注工事に係る技術者の配置に関する留意点

建設工事の安全かつ適正な施工を確保するために、国の監理技術者制度運用マニュアルに基づき、本市における技術者の配置に係る運用基準を下記のとおり定めましたのでご留意願います。

なお、実際の適用は平成19年4月1日からとなります。

記

工事現場における主任技術者及び監理技術者

請負人は、受注した建設工事の請負金額又は下請負金額に応じて、建設業法に従い主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。

特に、請負金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上の場合には専任の主任技術者を、下請負金額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の場合には監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置する必要があります。

《根拠法令等》建設業法第26条第1項～4項、建設業法施行令第27条第1項

留意点

請負金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上の工事専任配置となった主任技術者は、他の工事現場との兼務ができません。つまり、他の工事現場の現場代理人、主任技術者及び監理技術者のいずれとも兼務不可となります。

ただし、請負金額がこの金額に満たない場合は、主任技術者のみ、職務を適正に遂行できる範囲で他の工事現場の主任技術者を兼ねることができます。

なお、請負金額の大小に関わらず、主任技術者及び監理技術者は、工事を請負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければなりません。

つまり、在籍出向者、派遣社員、子会社が受注した場合、親会社から技術者を異動させて配置すること等については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとは認められませんのでご注意ください。

営業所における専任の技術者

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事し

なければならないことから、一般的には工事現場の現場代理人、主任技術者及び監理技術者になることはできません。ただし、特例として、請負金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）未満の工事であって、営業所に近接した場所の工事の場合は、主任技術者との兼務が認められます。

《根拠法令等》建設業法第7条第2号、平成15年4月21日付国総建第18号

留意点

営業所と工事現場が近接しているかどうかは、本来であれば工事現場ごとに個々に判断することになりますが、本市の場合は、市域内の工事は全て近接した場所の工事とみなします。つまり、請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）未満の工事であれば、営業所の専任技術者と工事現場の主任技術者は兼務可となります。

工事現場における現場代理人

現場代理人は、建設業法上は専任を義務付けられていません。資格についても条件はありませんので技術者でなくてもかまいません。しかしながら、本市の工事請負契約約款第11条第2項に「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、・・・」とあり、工事現場に「常駐」することが明示されています。そのため、現場代理人は他の工事の現場代理人、営業所の専任技術者、他の工事現場の主任技術者及び管理技術者のいずれとも兼務することができません。

ただし、工事現場が同じ場合は、現場代理人と主任技術者については兼務することができます。

留意点

上記に違反した場合、法違反にはなりませんが、契約違反となり、契約の解除や指名停止の対象となりますのでご注意ください。

特に注意すべき留意点

- ・ 工事現場の主任技術者（監理技術者）が現場代理人を兼ねる場合、現場代理人は営業所の専任技術者を兼ねることができませんので、請負者には最低でも2名以上の技術者がいなければなりません。
- ・ 請負金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上の場合、工事現場の主任技術者（監理技術者）は営業所の専任技術者を兼ねることができませんので、請負者には最低でも2名以上の技術者がいなければなりません。